

2010 年 11 月 8 日 株式会社日立製作所 執行役社長 中西宏明

(コード番号:6501)

(上場取引所:東・大・名・福・札)

# 当社子会社による公開買付けの開始に関するお知らせ

当社子会社である株式会社日立メディコ(執行役社長:三木 一克/コード番号:6910)は、本日開催の同社取締役会において、アロカ株式会社(代表取締役社長:吉住 実/コード番号:7704)の株式を公開買付けにより取得することを決議しましたので、別紙のとおりお知らせします。

以 上

平成 22 年 11 月 8 日

各位

会 社 名 株式会社日立メディコ 代表者名 執行役社長 三木 一克 (コード:6910、東証第一部) 問合せ先 執行役常務総務本部長 勝倉 教文 (TEL. (03) 3526-8880)

### アロカ株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社日立メディコ(以下「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、平成22年11月8日 開催の取締役会において、以下のとおり、アロカ株式会社(コード番号:7704 東京証券取引所、 以下「対象者」といいます。)の株式を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取 得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の目的等

### (1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者株式を 3,500,000 株 (現在の対象者の発行済株式総数 28,350,400 株に対する所有株式数の割合にして 12.35% (小数点以下第三位四捨五入)) 保有していますが、この度、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て(ただし、当社が既に保有している対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。)を本公開買付けにより取得することとしました。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。

当社は、対象者の大株主である日清紡ホールディングス株式会社(保有株式数 5,120,000 株、現在の対象者の発行済株式総数 28,350,400 株に対する所有株式数の割合にして 18.06%(小数点以下第三位四捨五入))、日本無線株式会社(保有株式数 2,000,000 株、現在の対象者の発行済株式総数 28,350,400 株に対する所有株式数の割合にして 7.05%(小数点以下第三位四捨五入))並びに新日本無線株式会社(保有株式数 1,800,000 株、現在の対象者の発行済株式総数 28,350,400 株に対する所有株式数の割合にして 6.35%(小数点以下第三位四捨五入))のそれぞれとの間で平成 22年 11月8日付で公開買付応募契約書を締結し、日清紡ホールディングス株式会社、日本無線株式会社、新日本無線株式会社が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

なお、対象者が公表した平成22年11月8日付「株式会社日立メディコによる当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に寄与するものであり、また対象者の株主の皆様に対して合理的な価格による対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを推奨する旨の決議を行ったとのことです。また、対象者取締役のうち、社外取締役である岩下俊士氏は対象者の株主である日清紡ホールディングス株式会社の取締役を兼務しているため、利益相反の疑い回避の観点から、本公開買付けに関する審議及び決議には参加していないとのことです。さらに、対象者監査役のうち、社外監査役である諏訪頼久氏、平田一雄氏及び降旗次男氏はそれぞれ対象者の株主である日本無線株式会社、新日本無線株式会社及び日清紡ホールディングス株式会社が議決権の過半数を所有する上田日本無線株式会社の取締役を兼務しているため、同じく利益相反の疑い回避の観点から、本公開買付けに関する取締役会に出席していないとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会での検討並びに意思決定に際しては、 当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして虎ノ門南法律事務所が選定され、同法 律事務所は、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、対象者取 締役会に対して法的助言を提供したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針 当社は昭和24年に設立され、診断用超音波装置、MRイメージング装置、診断用X線装置、X線 CT装置を中心とした医療機器の研究開発、設計、製造、販売、保守サービスまでを一貫して手掛ける医療機器メーカーとして発展してきました。

当社は、親会社である株式会社日立製作所(以下「日立製作所」といいます。)を中核とした日立製作所グループ(以下「日立グループ」といいます。)のヘルスケア分野の企業として、日立製作所や日立グループの各社と連携し、同分野の事業を推進してまいりました。日立製作所では、日立グループの事業方針として、産業・交通・都市開発システム、情報・通信システム、電力システムとそれらを支える材料・キーデバイスによる社会イノベーション事業への注力を掲げています。当社が推進するヘルスケア事業は、日立グループが推進する社会イノベーション事業の一つとして注力・強化しております。

平成22年に策定した当社の中期経営計画では、「社会イノベーション事業としての医療事業を推進」することを掲げ、具体的には第一にハード、ソフト、アプリケーション、デザイン、サービス、医療情報システムを包含した「『新ビジネスモデル』の展開による事業構造改革の推進」に注力することとしています。第二に先進国向けを中心とした高性能・上級機の開発・生産・販売と新興国向けを中心とした低価格・普及機の開発・生産・販売といった「医療事業の二極化に対応した事業戦略の推進」に注力することとしています。

一方、対象者は、昭和25年に医療機器の製造販売を目的として日本無線株式会社の医療機器部門から独立して設立され、昭和35年には世界で初めて診断用超音波装置を開発するなど、診断用超音

波装置、医用分析装置を中心とした医療機器の研究開発、設計、製造、販売、保守サービスまでを 一貫して手掛ける医療機器メーカーとして発展してきました。

平成22年に策定した対象者の中期経営計画における診断用超音波装置事業の計画では、先進国市場への対応として、次世代超音波診断装置の開発、高性能・特殊用途探触子の開発に注力することとしており、また、新興国市場への対応としては、現地の市場ニーズに対応した製品開発、海外現地生産の推進によるコスト競争力の強化及び地域特性に応じた販売チャネルの強化・見直しに注力することとしております。

世界の医療機器業界は21世紀に入っても着実な伸長を遂げており、今後も拡大が見込まれています。このため、近年、世界的な総合医療機器メーカーである海外の競合各社がM&A等で業容を急速に拡大しており、企業間競争は熾烈を極め、当社及び対象者を含めたその他のメーカーの経営を取り巻く環境はますます厳しいものとなっております。

当社は診断用超音波装置、MRイメージング装置、診断用X線装置、X線CT装置、医療情報システム事業を有する総合医療機器メーカーであり、日立製作所の各研究所をはじめとして日立グループ各社との連携を深め、抜本的な開発体制の強化を図ってきました。具体的には平成20年4月に、日立製作所の各研究所と当社の開発部隊で「医療システム開発センタ」を新設し、診断用超音波装置、MRイメージング装置、X線CT装置、医療情報システムにおける次世代製品の開発を進めてきました。この開発センタからは、この2年間だけでも高磁場MRイメージング装置、診断用超音波装置の中上級機と普及機、世界初となる乳腺用半導体探触子、64スライスX線CT装置など競争力のある製品を生み出しております。

こうした世界の医療機器業界の動向を踏まえて、当社と対象者は、平成 18 年 4 月に業務提携並び に資本提携契約を締結しました。業務提携面では、診断用超音波装置の探触子の相互提供、次世代 診断用超音波装置の共同開発や技術の相互提供、資本提携面では、対象者が自己株式 350 万株の処 分を行い、当社がこれを引き受けております。

業務提携ではこの4年間で、開発期間の短縮、開発費の削減や特長あるアプリケーションソフトの提供を含めた部品機能の相互提供等、種々の成果を着実にあげることができました。

こうした業務提携の成果を踏まえて、当社と対象者は、平成22年4月頃より、両社の企業価値を一層向上させることを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社と対象者は、当社が対象者を完全子会社として企業結合し、両社が一体となって運営することが、両社の診断用超音波装置事業並びに対象者のその他の全ての事業においてシナジーを実現し、当社及び対象者の企業価値を拡大するために非常に有益であるとの結論に至りました。

具体的には、

① 診断用超音波装置事業は今後ますます技術革新が進む分野であり、技術開発競争は熾烈さを増していますが、両社がそれぞれに有する優位性ある技術を相互に活用することで、また、日立製作所研究機関との連携をはじめとするフレキシブルな開発体制を敷くことで、開発力のアップとスピードアップを図り、競争力を高めた製品開発を行うことができるものと考えておりま

す。

- ② 画像診断装置は今後、先進国向けの高性能・上級機の開発・製造・販売と、新興国向けの低価格・普及機の開発・製造・販売の二極化への対応が求められています。両社はこれまでの連携を通じて開発期間の短縮と開発費の削減効果をあげていますので、この二極化に対応すべく経営資源を効果的に集中投下し、研究開発を一層加速させることができるものと考えております。
- ③ 両社が有する製品ラインナップは相互補完関係にあり、上級機から普及機まで製品群を充実させることができますので、顧客の要望に沿ったきめ細かなソリューションを提案できるものと考えております。
- ④ 急速に拡大する中国をはじめとする新興国市場においては、マーケティング・製造・販売を含めた経営の一体化を進めることで、シェア拡大・売上拡大を目ざすことができるものと考えております。
- ⑤ 新興国向けの低価格・普及機の開発・製造・販売に対応するため、両社が有するワールドワイ ドの製造拠点や販売チャネルを活用することで、投資負担の軽減やコスト競争力の強化を図り、 シェア拡大を目ざすことができるものと考えております。
- ⑥ 対象者が有するワールドワイドの販売チャネルを活用することで、当社のMRイメージング装置、診断用X線装置、X線CT装置等の売上拡大も期待できるものと考えております。
- ⑦ その他、購買・調達力の強化なども進めていくことを考えております。

当社と対象者の診断用超音波装置事業を統合すれば、世界で戦える世界的プレーヤーの事業規模となることができます。

また、当社のMRイメージング装置事業は「オープン」「永久磁石」を優位技術として一定のグローバル競争力を有していることから、診断用超音波装置事業とMRイメージング装置事業をヴィークルに、両社の力を合わせて世界有数の総合医療機器メーカーとなるよう発展を図っていきます。

さらには、対象者を完全子会社化することは、対象者の診断用超音波装置事業以外の事業においても有益と考えております。

具体的には、対象者が有する医用分析装置、汎用分析装置ほかの事業において、日立製作所及び 日立グループ各社の研究開発リソースを活用することで、製品開発のスピードアップ、競争力のあ る製品の開発、販売連携による売上の拡大が期待されるのみならず、これまで以上に顧客にとって 価値ある最適なソリューションの提供が可能となるものと考えております。

このように、当社と対象者との資本関係を強化することは、対象者が行う全ての事業において、 事業の一体運営により全体最適化が図られ、当社あるいは対象者が単独で実施し得る研究開発、設 備投資等の経営資源の投下を上回る大規模かつ効果的な投資も可能となるものと考えております。

なお、当社は対象者を完全子会社とした後も、対象者の事業の特性や運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、対象者の事業の強化を図っていきます。

当社と対象者は、平成22年11月8日付で資本提携契約を締結しました。同契約において、本公開買付け成立後5年間は、①対象者の取締役の過半を対象者において5年以上の勤務経験を有する者とすること、②対象者の商号に「アロカ」を含むことについて合意しております(なお、上記①は、同契約の締結に当たり決議に参加した対象者取締役の地位を約するものではなく、各取締役は特別利害関係人に該当しません。)。

対象者公表の平成22年11月8日付「剰余金の配当に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立した場合で、かつ、その後に予定されている当社による対象者の完全子会社化が実施される日が平成23年4月1日以降の日となることを条件に、平成23年3月期(平成22年4月1日~平成23年3月31日)の期末配当を無配とすることを決議したとのことです。当社による対象者の完全子会社化が実施される日が平成23年4月1日以降の日となる場合には、平成23年3月31日を基準日とする期末配当を行うと、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない皆様との間に経済的効果の差異が生じる可能性があることから、上記決議をしたとのことです。

### (3) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする 方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者の発行済株式の全て(当社が保 有する対象者株式を除きます。)を取得する予定です。

本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全て(対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に、対象者との間で、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことにより、当社が対象者の発行済株式の全て(当社が保有する対象者株式を除きます。)を取得することを企図しております。本株式交換においては、当社を除く対象者の株主の皆様が保有する対象者株式の対価として金銭を交付することを予定しております。

本株式交換において当社を除く対象者の各株主の皆様に交付される対象者の普通株式1株当たりの金銭の額は、当社と対象者それぞれの株主の皆様の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に当社と対象者が協議の上で決定いたしますが、本公開買付けの対象者の普通株式1株当たりの買付け等の価格と同一にする予定です。

また、当社は本株式交換に先立ち、対象者が自己株式を保有している場合には対象者に対して、 その保有する自己株式を消却するよう要請する予定です。

本株式交換に際しては、対象者の株主の皆様は、会社法その他関連法令の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。

なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第784条第1項に定める略式株式交換により、対象者における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換は遅くとも平成23年8月までを目処に実施する予定です。本公開買付け後の株券等所 有割合、当社以外の対象者株主による対象者株式の保有状況、本公開買付け後の株券等の取得に関 する認可等の取得時期等によっては、完全子会社化の実施の方法又は時期に変更が生じる可能性が あります。

# (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(3)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本株式交換により、当社は対象者を当社の完全子会社とすることを企図していますので、その場合、対象者の株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

# 2. 買付け等の概要

# (1)対象者の概要

1	名称	アロカ株式会社	
2	所 在 地	東京都三鷹市牟礼六丁目 22 番 1 号	
3	代表者の役職・氏名	代表取締役 取締役社長 吉住 実	
4	事 業 内 容	医用電子装置、汎用分析装置、医用分析装置の製造及び販売等	辛
5	資 本 金	6,465 百万円 (平成22年3月31日現在)	
6	設 立 年 月 日	昭和 25 年 1 月 20 日	
7	大株主及び持株比率	日清紡ホールディングス株式会社 14	1. 53%
	(平成 22 年 3 月 31 日	株式会社日立メディコ 12	2. 34%
	現在)	ゴールドマンサックスインターナショナル 9.	59%
		(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	
		日本無線株式会社 7.	05%
		新日本無線株式会社 6.	34%
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 4.	90%
		ジー・エー・エス (ケイマン) リミテッド 3.	54%
		(常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 3.	52%
		ジェイピー モルガンクリアリング コープ セク 1.	76%
		(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	
		アロカグループ従業員持株会 1.	46%

# ⑧ 公開買付者と対象者の関係

				当社は、対象者株式を 3,500,000 株 (現在の対象者の発行済株式総数
資	本	関	係	28,350,400 株に対する所有株式数の割合にして12.35%(小数点以下第
				三位四捨五入)) 所有しております。
				当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当
人	的	関	係	社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆
				すべき人的関係はありません。
取	引	関	係	当社は対象者との間で、対象者に対する製品、据付作業等の販売取引、及び対象者からの製品、材料等の仕入取引を行っております。
関該	連 当 事 当	¥ 者 へ 状	、の 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

### (2) 買付け等の期間

- ① 届出当初の買付け等の期間平成22年11月9日(火曜日)から平成22年12月27日(月曜日)まで(33営業日)
- ② 対象者の請求に基づく延長の可能性 該当事項はありません。
- (3) 買付け等の価格 普通株式1株につき金1,075円

### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成22年11月8日に算定書を取得いたしました(なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

(a) 市場株価平均法 : 474 円~ 632 円 (b) 類似会社比較法 : 526 円~1,152 円 (c) D C F 法 : 929 円~1,267 円

まず市場株価平均法では、平成22年11月5日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の直近6ヶ月間の終値平均値632円(小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。)、対象者による平成22年7月27日付「業績予想の修正に関するお知らせ」発表後の終値平均値547円、直近3ヶ月間の終値平均値541円、直近1ヶ月間の終値平均値500円、直近1週間の終値平均値474円、及び基準日終値491円を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を474円から632円までと分析しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や 収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式1株当 たりの価値の範囲を526円から1,152円までと分析しております。

最後にDCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成23年3月期以降の対象

者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を929円から1,267円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成22年11月8日開催の取締役会において本公開買付価格を1,075円と決定いたしました。なお、本公開買付価格である1株当たり金1,075円は、当社による本公開買付けの公表日の前営業日である平成22年11月5日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値491円に対して118.9%(小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。)、過去1ヶ月間(平成22年10月6日から平成22年11月5日まで)の普通取引終値の単純平均値500円に対して115.0%、過去3ヶ月間(平成22年8月6日から平成22年11月5日まで)の普通取引終値の単純平均値541円に対して98.7%、過去6ヶ月間(平成22年5月6日から平成22年11月5日まで)の普通取引終値の単純平均値632円に対して70.1%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

### ② 算定の経緯

世界の医療機器業界は 21 世紀に入っても着実な伸長を遂げており、今後も拡大が見込まれています。このため、近年、世界的な総合医療機器メーカーである海外の競合各社がM&A等で業容を急速に拡大しており、企業間競争は熾烈を極め、当社及び対象者を含めたその他のメーカーの経営を取り巻く環境はますます厳しいものとなっております。

こうした世界の医療機器業界の動向を踏まえて、当社と対象者は、平成 18 年 4 月に業務 提携並びに資本提携契約を締結しました。業務提携面では、診断用超音波装置の探触子の相 互提供、次世代診断用超音波装置の共同開発や技術の相互提供、資本提携面では、対象者が 自己株式 350 万株の処分を行い、当社がこれを引き受けております。

業務提携ではこの4年間で、開発期間の短縮、開発費の削減や特長あるアプリケーション ソフトの提供を含めた部品機能の相互提供等、種々の成果を着実にあげることができました。

こうした業務提携の成果を踏まえて、当社と対象者は、平成 22 年 4 月頃より、両社の企業価値を一層向上させることを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社と対象者は、当社が対象者を完全子会社として企業結合し、両社が一体となって運営することが、両社の診断用超音波装置事業並びに対象者のその他の全ての事業においてシナジーを実現し、当社及び対象者の企業価値を拡大するために非常に有益であると判断するに至ったことから、当社は、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

### i. 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、野村證券より算定書を平成22年11月8日に取得しております(なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。

#### ii. 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

(a) 市場株価平均法 : 474 円~ 632 円
(b) 類似会社比較法 : 526 円~1, 152 円
(c) DCF法 : 929 円~1, 267 円

### iii. 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成22年11月8日開催の取締役会において本公開買付価格を1,075円と決定いたしました。

一方、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ対象者の関連当事者(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第17項に定義される意味を有します。以下同じ。)にも該当しない三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より対象者の株式価値算定書を取得のうえ、当社から提示された本公開買付価格の公正性を判断するための基礎資料としたとのことです。なお、対象者によれば、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が用いた手法は、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法であり、各々の手法により算定された対象者株式の1株当たりの価値は、以下のとおりとのことです。

(a) 市場株価法
 (b) 類似会社比較法
 (c) DCF法
 506円~ 635円
 704円~ 860円
 936円~1,097円

市場株価法では、平成22年11月1日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけ

る対象者株式の、直近6ヶ月間の終値平均値635円、対象者による平成22年7月27日付「業績予想の修正に関するお知らせ」発表後の終値平均値550円、直近3ヶ月間の終値平均値547円、直近1ヶ月間の終値平均値506円、直近1週間の終値平均値473円、及び基準日終値464円を基に、対象者株式の1株当たりの価値は、506円~635円と分析しているとのことです。

類似会社比較法とは、対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す 財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定する手法であり、これにより対象者株式 の1株当たりの価値は、704円~860円と分析しているとのことです。

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者株式の1株当たりの価値は、936円 $\sim$ 1,097円と分析しているとのことです。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。(対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。)

対象者が公表した平成 22 年 11 月 8 日付「株式会社日立メディコによる当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より取得した対象者の株式価値の算定結果を参考として、本公開買付価格の妥当性や本公開買付けに関する諸条件について、対象者および当社の財務状況、事業上のシナジーおよび株主間の公平性の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に寄与するものであり、また対象者の株主の皆様に対して合理的な価格による対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者取締役のうち、社外取締役である岩下俊士氏は対象者の株主である日清紡ホールディングス株式会社の取締役を兼務しているため、利益相反の疑い回避の観点から、本公開買付けに関する審議及び決議には参加していないとのことです。さらに、対象者監査役のうち、社外監査役である諏訪頼久氏、平田一雄氏及び降旗次男氏はそれぞれ対象者の株主である日本無線株式会社、新日本無線株式会社及び日清紡ホールディングス株式会社が議決権の過半数を所有する上田日本無線株式会社の取締役を兼務しているため、同じく利益相反の疑い回避の観点から、本公開買付けに関する取締役会に出席していないとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会での検討並びに意思決定に際しては、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして虎ノ門南法律事務所が選定され、同法律事務所は、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、対象者取締役会に対して法的助言を提供したとのことです。

# ③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー(算定機関)である野村證券は、本公開買付けに関 して重要な利害関係を有しません。

### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
23,855,900(株)	—(株)	—(株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、 応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定の株券等の数は、買付予定数に記載して いるとおり、対象者が平成22年8月13日に提出した第87期第1四半期報告書に記載された 平成22年6月30日現在の発行済株式数(28,350,400株)から公開買付者が保有する株式数 (3,500,000株)及び対象者が保有する自己株式数(994,500株)を控除したものになります。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の	35,000 個	(買付け等前における株券等所有割合		
所有株券等に係る議決権の数	55,000 個	12.79%)		
買付け等前における特別関係者の	_	(四仏)は対対は7世界放記を引入 0/)		
所有株券等に係る議決権の数		(買付け等前における株券等所有割合 -%)		
買付予定の株券等に係る	238, 559 個	(買付け等後における株券等所有割合		
議決権の数	236, 999 恒	100.00%)		
対象者の総株主等の議決権の	273, 539 個			
数				

- (注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(23,855,900 株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成22年8月13日に提出した第87期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の単元未満株式2,000株に係る議決権の数である20個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を273,559個として計算しております。
- (注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

### (7) 買付代金 25,645 百万円

(注) 買付代金は買付予定数 (23,855,900 株) に本公開買付価格 (1,075 円) を乗じた金額を記載しております。

#### (8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
- ② 決済の開始日平成23年1月5日(水曜日)

# ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(https://www.nomurajoy.jp/)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

# ④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)。

#### (9) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、 応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第 14 条第1 項第1 号イないしリ及びヲないしソ、第3 号イないしチ、第4 号、並びに同条第2 項第3 号ないし第6 号に定める事情のいずれかが生じた場合(公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の前日までに、①ドイツ競争制限禁止法に基づき、待機期間が終了せず、かつ、連邦カルテル庁から別途承認も得られなかった場合、②オーストリア競争法に基づき、待機期間が終了せず、かつ、オーストリア当局の要請放棄

が得られない場合)は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者に よる株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改 正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後 直ちに公告を行います。

### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。)に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ(https://www.nomurajoy.jp/)に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号 (その他の野村證券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償 又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還 に要する費用も公開買付者の負担とします。

### ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困

難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。 買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、 変更後の買付条件等により買付けを行います。

### ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

### ⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成22年11月9日(火曜日)

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し
- (1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付等の目的等」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが当社グループの業績に与える影響については、確定次第速やかに報告します。

# 4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

当社と対象者は、平成 18 年 4 月に業務提携並びに資本提携契約を締結しました。業務提携面では、診断用超音波装置の探触子の相互提供、次世代診断用超音波装置の共同開発や技術の相互提供、資本提携面では、対象者が自己株式 350 万株の処分を行い、当社がこれを引き受けております。

対象者が公表した平成22年11月8日付「株式会社日立メディコによる当社株式に対する 公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、同日 開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に寄与するも のであり、また対象者の株主の皆様に対して合理的な価格による対象者株式の売却機会を 提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同を表明し、かつ、対象者の株主の皆様 が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行ったとのことです。

当社と対象者は、平成22年11月8日付で資本提携契約を締結しました。同契約において、本公開買付け成立後5年間は、①対象者の取締役の過半を対象者において5年以上の勤務経験を有する者とすること、②対象者の商号に「アロカ」を含むことについて合意しております(なお、上記①は、同契約の締結に当たり決議に参加した対象者取締役の地位を約するものではなく、各取締役は特別利害関係人に該当しません。)。

(2)投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成22年11月8日に「平成23年3月期第2四半期連結累計期間の業績予想値と決算値との差異、為替差損の計上及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」及び「平成23年3月期第2四半期決算短信」を公表しております。当該公表に基づく対象者の業績予想の修正、為替差損の計上の概要及び決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際に係る検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照下さい。なお、対象者は、本公開買付けに係る公開買付期間中に、第87期第2四半期報告書を提出する予定とのことです。

- i. 平成23年3月期第2四半期連結累計期間の業績予想値と決算値との差異、為替差損の計上及 び通期連結業績予想の修正の概要
  - ① 第2四半期(累計)連結業績予想値との差異(平成22年4月1日~平成22年9月30日)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利 益
前回発表予想(A)	百万円 20,000	百万円 △100	百万円 △1,000	百万円 △800	円 銭 △29.24
今回修正予想 (B)	19, 687	△282	△1,240	△864	△31.60
増減額(B-A)	△312	△182	△240	△64	
増減率 (%)	△1.6	_	_	_	_
(ご参考) 前期第2四半期実績 (平成22年3月期第2四半期)	18, 186	△985	△1, 252	△1, 099	△40. 19

対象者は、急激な円高の進行による為替差損912百万円が発生しております。

# ② 通期連結業績予想の修正(平成22年4月1日~平成23年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想(A)	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
	47,000	2,600	2, 500	1,000	36. 56
今回修正予想 (B)	45, 000	2,000	1,000	200	7. 31
増減額(B-A)	△2,000	△600	△1,500	△800	_
増減率 (%)	△4.3	△23. 1	△60.0	△80.0	_
(ご参考) 前期実績 (平成 22 年 3 月期)	45, 811	2, 451	2, 004	662	24. 21

### ii. 平成23年3月期第2四半期決算短信の概要

# ① 損益の状況(連結)

決算年月	平成 23 年 3 月期		
(八异十月	(第87期) 第2四半期連結累計期間		
売上高	19,687 百万円		
売上原価	11,846 百万円		
販売費及び一般管理費	8,123 百万円		
営業外収益	40 百万円		
営業外費用	999 百万円		
四半期純利益 (四半期純損失)	△864 百万円		

### ② 1株当たりの状況(連結)

決算年月	平成 23 年 3 月期 (第 87 期) 第 2 四半期連結累計期間		
1株当たり四半期純損益	△31.60円		
1株当たり配当額	8.00円		
1株当たり純資産額	1, 476. 95 円		

さらに、対象者公表の平成22年11月8日付「剰余金の配当に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立した場合で、かつ、その後に予定されている当社による対象者の完全子会社化が実施される日が平成23年4月1日以降の日となることを条件に、平成23年3月期(平成22年4月1日~平成23年3月31日)の期末配当を無配とすることを決議したとのことです。当社による対象者の完全子会

社化が実施される日が平成23年4月1日以降の日となる場合には、平成23年3月31日を 基準日とする期末配当を行うと、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない皆様と の間に経済的効果の差異が生じる可能性があることから、上記決議をしたとのことです。

以上

# ■お問い合わせ先

コールセンター

TEL 0120-770-241 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~18:00 (土・日・祝祭日を除く)

(開設期間 平成22年11月8日~平成23年1月5日)

### 【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表(平成22年11月8日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻)から12時間を経過するまでは、アロカ株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(もしくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

### 【将来予測】

このプレスリリースには、アロカ株式会社株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承下さい。

\_\_\_\_\_\_